

千葉県選挙管理委員会告示第9号

令和3年3月21日執行予定の千葉市長選挙における千葉県選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成4年千葉県条例第38号）第1条の規定により設置されたポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、令和3年3月7日とする。

令和3年2月22日

千葉県選挙管理委員会委員長 大野雄子